

お客さま各位

令和4年3月23日
沼津信用金庫

「未利用口座管理手数料および解約の定め」の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない預金口座の不正利用による被害を防止するため、令和4年6月1日(水)以降に開設した普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

今後とも一層のサービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

適用	令和4年6月1日(水)以降の新規開設普通預金口座 ※総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。
対象口座 (未利用口座)	令和4年6月1日(水)以降に開設された普通預金のうち、お預け入れやお引き出し、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。 なお、紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。 ・該当口座の残高が1万円以上の場合 ・同一支店でお借入がある場合(カードローン契約を含む) ・同一支店で他の預り金融資産(定期預金、国債、保険、投資信託等)がある場合
手数料金額	年間1,320円(税込)
未利用口座に 対する取扱	(1)上記の対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします(ご案内が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします)。 (2)ご案内後、一定期間(約3ヶ月)を経過してもお取引がない場合、本手数料を引き落としさせていただきます。 (3)残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高金額を引き落とし、該当口座を自動的に解約させていただきます。

2. 普通預金規定等の改正

未利用口座管理手数料および解約の定めの新設に関しまして、普通預金規定および定期性総合口座取引規定を改正いたします。本規定の適用は、改正後の令和4年6月1日以

降、新規に普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金口座を含みます。)を開設されたお客さまからとなります。

なお、令和4年5月31日現在で、既に開設されている普通預金口座は本手数料・解約の定めの対象とはなりません。

(1)普通預金規定

(下記条文を追加)

18. (未利用口座管理手数料)

- (1) 令和4年6月1日以降に開設した普通預金口座(総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。)は、当金庫ホームページ並び店頭備えつけの掲示板にてお知らせする期間、利息決算以外の預け入れ、または払戻し(第2項に定める手数料の引き落としを除きます。)がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が当金庫ホームページ並び店頭備えつけの掲示板にてお知らせする金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫ホームページ並びに店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした当金庫の「手数料一覧」で定めた、未利用口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (3) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 第2項により解約された口座の再利用はできません。

(2)総合口座取引規定

(解約等の条文に下線の項を追加)

- (2) 前条各項の事由があるときまたは普通預金規定に基づき普通預金取引が停止または解約された場合は、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

以上